

## 会 議 記 録 ( 1 )

会議名称	令和4年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会			
開会及び開会日時	令和4年11月11日(金) 午後1時30分から午後2時00分			
開催場所	北本市役所 会議室3-F			
議長氏名	会長 関口 明			
出席委員(者)氏名	林田 幸子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、若山 銀一郎、鈴木 義信、中村 忠文、河野 博朗、関口 明、水野 稔、青木 伸一、敷藤 正也			
欠席委員(者)氏名	稲木 勝英、佐藤 道子			
説明者の職員氏名	保険年金課長	佐藤 健市	保険年金課主幹	山本 一真
事務局職員氏名	健康推進部長	古海 史予	保険年金課長	佐藤 健市
	保険年金課主幹	山本 一真	保険年金課主事	篠崎 夏美
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 諮問</p> <p>3 挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 協議事項について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について</p> <p>(2) その他</p> <p>5 閉会</p>			
配付資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)の概要について</p> <p>資料2 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算及び補正予算に関する説明書(案)</p> <p>資料3 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)の概要について</p> <p>資料4 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算及び補正予算に関する説明書(案)</p> <p>資料5-1 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について</p> <p>資料5-2 議案 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について</p> <p>資料5-3 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表</p> <p>令和4年度北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿</p> <p>令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)等について(諮問)</p>			

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p><b>1 開 会</b>            本日の会議は、委員15名中、出席者13名、欠席者2名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数の委員のご出席をいただいておりますので本会議は成立いたしますことをご報告します。</p> <p style="text-align: center;">続きまして、委員に変更がございますのでご紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">－新任委員紹介－ (一略－)</p>
会 長	<p><b>2 諮 問</b>            (一略－)</p> <p><b>3 挨拶</b>            会長 関口 明 氏 (一略－)</p>
事 務 局	<p><b>4 議 事</b>            それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を関口会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。            (1) 協議事項について            ア 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p style="text-align: center;">－ 資料1～4を示して説明 － (一略－)</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委 員	<p>資料1の補正予算(案)は、職員が1名減員による減額となり、資料2の補正予算(案)は、コロナウイルスの関係で増額となるという認識でよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>概ねそのような認識となります。</p>
議 長	<p>他に質問はないようですので、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について、事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p style="text-align: center;">－ 資料5-1～5-3を示して説明 － (一略－)</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委 員	<p>今回の一部改正は医療費が不足しているためでしょうか。国保税の賦課</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>限度額の増額により一定以上の増収が見込めるということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今回の法改正は、医療給付費の増加に伴い、中間所得層の負担が増えるという推計から、賦課限度額を引き上げることで財源を確保する趣旨となります。</p>
委 員	<p>国保税額の上限を引き上げるということは、全体的に負担が増えるのではなく、所得の多い世帯の負担が増えるということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>お見込みのとおりです。先ほどの説明にあった中間所得層というのは、高所得世帯を含めた、国保税軽減世帯以外の世帯の中間所得層となります。また、補足説明をさせていただきますと、令和4年10月1日時点の国保加入者が令和5年度も継続して国保に加入していると見込んで今回の改正に伴う増収を仮試算したところ、医療分が117世帯、支援分が189世帯で、賦課限度額を超えております。そのため、それぞれ医療分の増額2万円、支援分の増額1万円を掛け合わせた合計額が増収となります。しかしながら、転出入による世帯移動や所得額の増減により変動しますので、あくまでも参考としていただければと思います。</p>
委 員	<p>今回の増収分で不足している医療費は補えるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>国保財政全体の予算規模からすると今回の増収分は少ない割合になりますが、所得の多い世帯から国保税を多く収めていただくという仕組みが拡大したものととなります。</p>
議 長	<p>他にないようですので、本日の議題、 ア 令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（案）について イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について 原案のとおり行うことに異議ない旨答申することによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【一同異議なし】</p>
議 長	<p>それでは、異議がない旨答申したいと思います。なお、答申の文面については、会長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
委 員	<p>【一同異議なし】</p>
議 長	<p>(2) その他 続きまして、(2) その他について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>例年、この時期に「国保事業費納付金・標準保険税率」の秋の試算結果が埼玉県より示され、本協議会の中で、その内容をご報告させていただいているところでございます。しかしながら、今回は県の試算結果と本協議会の開催のタイミングを合わせる事が難しい状況でございます。そこで、差し支えなければ、県の試算結果が整い次第、その内容を取り</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>まとめた報告資料を郵送にて、皆様に配布させていただきたいと考えております。</p> <p>その上で、この報告事項を次回の第3回協議会で取り扱いいただき、その開催方法に関しては「書面開催」で執り行うことを提案いたします。</p> <p>この方法により進めてよいか、あらためてお諮りしたいと存じます。</p>
委 員	<p>ただいま事務局より提案がありました。</p> <p>事務局提案の報告事項の取り扱いについて、また、次回の協議会を書面開催で執り行うことについて、委員の皆様併せてお諮りします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;"><b>【一同異議なし】</b></p>
議 長	<p>それでは、次回の協議会の報告事項として、「国保事業費納付金・標準保険税率の秋の試算結果について」を報告いただき、協議会の開催方法は書面開催により執り行うことで決めます。</p>
議 長	<p>以上で、予定されていたすべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。</p>
事 務 局	<p><b>5 閉 会</b></p> <p>会長 関口 明 氏 (一略一)</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。</p>